

## 第5章 実現に向けて

- 1 計画実現に向けての基本方針
- 2 協働のまちづくりの推進
- 3 適正な見直し

## 第5章 実現に向けて

### 1 計画実現に向けての基本方針

厳しい財政状況の中で、計画を実現するためには、これまで整備されてきた公共施設や都市基盤などの既存ストックを活用しつつ、限られた財源と人材を最大限に活用し、効果的に事業に投資していくことが重要です。そのため、整備の必要性や緊急性、合意形成、事業化の熟度、事業効果など、あらゆる角度から検討し、国・県等の補助制度の活用など、多様な方策による財源の確保を図りながら、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを行政、市民、事業者の協働で推進します。

#### (1) 関連計画等との整合・連携

##### 1) 計画的な事業の実施

- ・計画に沿った長期的な視点に立って、緊急性や事業効果などを考慮して効果的・効率的なまちづくりを推進します。
- ・個別事業の策定や様々な事業展開において、国、県、周辺自治体などと連携・協力しながら、効果的かつ計画的に進めます。

##### 2) 関連計画との整合・連携

- ・地域公共交通計画、公共施設等総合管理計画、景観計画等のまちづくりに関連する計画を策定する、または見直す際には、本計画との整合・連携を十分に図ります。

##### 3) 都市計画決定・変更への反映

- ・用途地域の見直しや地区計画の見直し、都市施設、市街地開発事業などの都市計画法に基づく決定・変更は、地域の実情や社会情勢を考慮しながら適切に行います。

## 2 協働のまちづくりの推進

協働のまちづくりを推進するためには、市民のまちづくりへの関心や参加意欲をより高めていくとともに、活動の輪を広げていくことが重要です。そのため、まちづくりの積極的な推進、参加型まちづくりを促す支援策や仕組みの充実、行政の推進体制の充実を図り、市民が積極的に参加できる環境づくりを進めます。

### (1) 行政・市民・事業者の役割

#### 1) 行政の役割

- ・計画に沿って、様々な手法を用いて土地利用の規制・誘導や道路、公園などの施設整備や個別事業などを推進します。
- ・計画を推進するため、都市計画マスタープラン・立地適正化計画を周知するとともに、まちづくりに関する情報提供や市民の意識向上のためのPRを積極的行います。
- ・人材育成等の施策を積極的に進めるとともに、市民や市民団体のまちづくりに関する活動をバックアップする体制や、支援制度の整備に努めます。
- ・庁内の推進体制を充実し、関係各課との横断的な連携を図ります。

#### 2) 市民の役割

- ・まちづくりに対する理解を深め、まちに対する誇りと親しみを持てる市民主体のまちづくりを推進します。
- ・地域ボランティアなど社会活動への参加を通して、市民自らがまちづくりに参加するよう努めます。
- ・市民団体は、まちづくりに関する活動の場を提供するとともに、活動の先頭に立ち、まちづくりをけん引するよう努めます。

#### 3) 事業者の役割

- ・事業活動を通じて、地域の産業・経済の発展に寄与しながら、市民との協力関係構築を図ります。
- ・地域社会の一員として、まちづくりに関する活動に率先して参加するよう努めます。
- ・建築物の建て方のルールへの遵守や、周辺環境や景観に配慮した施設計画等、積極的にまちづくりに協力します。



### (2) 計画推進体制の充実

#### 1) 庁内体制の充実

- ・まちづくりに関する総合的・体系的な施策展開を図るため、関係各課の情報共有・相互調整、合意形成などを行う横断的な庁内体制の充実を図ります。

#### 2) 市民・市民団体との連携

- ・幅広く市民の参加を得ながら、市民団体同士の連携を図り、まちづくり活動に対する支援を行い、効果的にまちづくりを促進します。

#### 3) 関係機関との連携

- ・計画実現に向けて、まちづくりに関する密接な協議・調整を行い、国・県の関係機関や周辺自治体との連携を図ります。

### (3) 市民参加によるまちづくりの推進

#### 1) まちづくり意識の高揚・啓発

- ・市民によるまちづくりの機運醸成のため、広報、ホームページ、SNS などを活用し、誰にでもわかりやすく興味を持てるよう、まちづくりに関する情報提供に努めます。
- ・学校教育や生涯学習の場を通して、自然、歴史、文化など地域資源の再認識や身近なまちづくりへの関わり方など、まちづくりについて考える機会の提供を図ります。
- ・自治会などのまちづくりに係る各種団体の活動を通じて、市民活動のリード役や行政とのパイプ役などまちづくりのリーダーとなる人材育成を図ります。

#### 2) 個別事業での取組

- ・中心市街地などでは、公民連携による地域活性化、賑わい創出の取組を支援、推進します。

#### 3) 地区まちづくりの推進

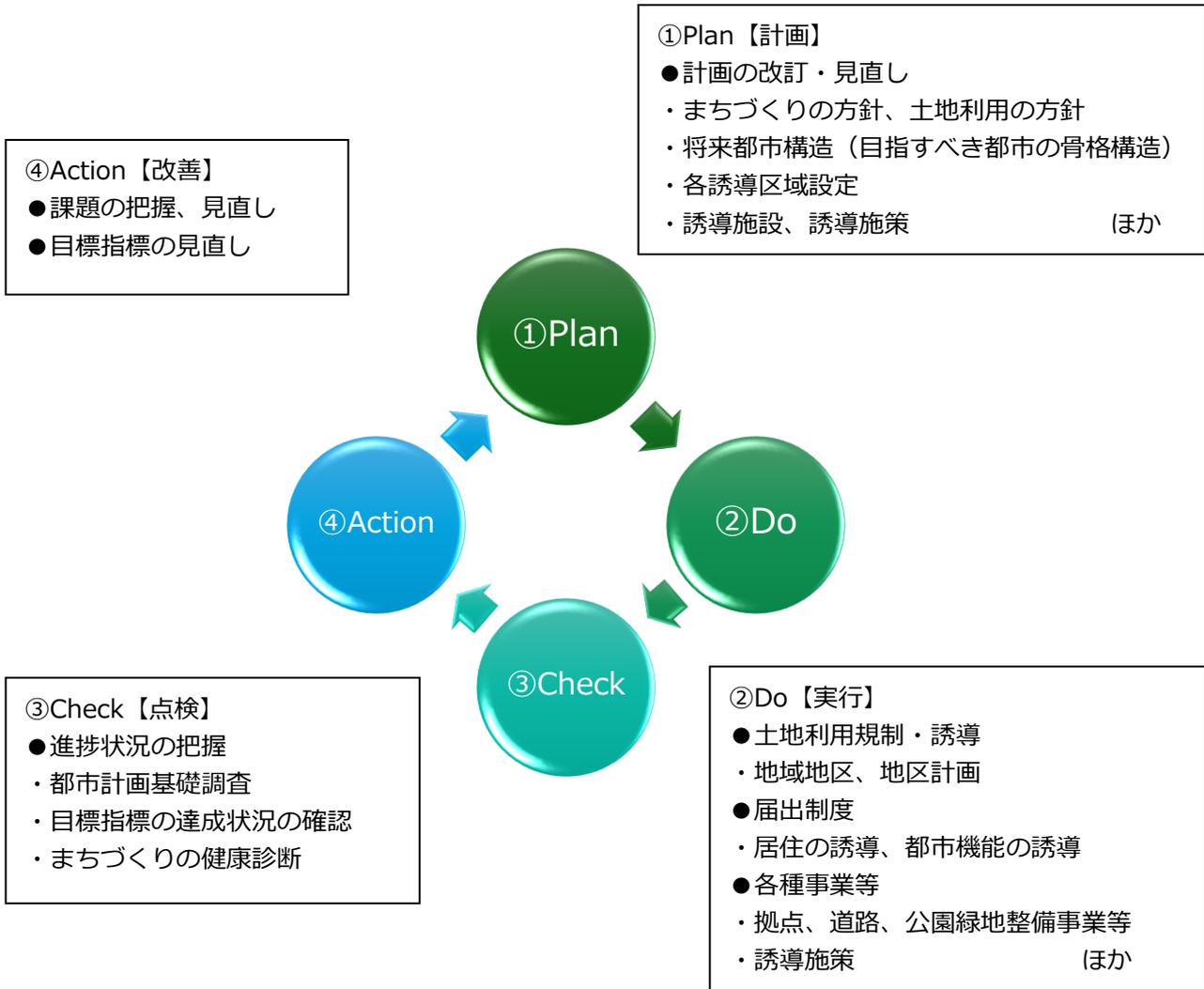
- ・地区の特性を出したまちづくりを進める地区計画制度や都市計画の提案制度などの活用を図るとともに、NPO 法人やボランティアとの協働により、市民による地区まちづくりを推進します。
- ・市民からの意見等を聴取し、協働のまちづくりを進める場の充実を図ります。

### 3 適正な見直し

まちづくりは、長期的な見通しに立って取り組むため、その実現には時間を要します。そのため、都市計画マスタープランは、本市を取り巻く広域的な社会情勢の変化や経済、社会、土地利用動向の変化などに対応し計画の見直しを行います。

立地適正化計画における評価・進行管理については、都市計画運用指針で考え方が示されており、おおむね 5 年ごとに目標値の達成状況の確認、要因分析による計画の評価を行い、PDCA サイクルに基づき必要に応じて、見直しを行います。

#### ■PDCA サイクル



#### ■都市計画運用指針【評価】

市町村は、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね 5 年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。また、その結果や、都市計画基礎調査の結果、市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。